

令和6年第2回
山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会

会 議 録

令和6年10月30日 開会

令和6年10月30日 閉会

山梨県後期高齢者医療広域連合議会

目 次

○招集告示

第4号（10月23日）

○応招議員	1
○不応招議員	1
○議事日程	2
○会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○説明のため出席した者	3
○事務局職員出席者	3
○開会	3
○諸般の報告	3
○広域連合長あいさつ	3
○議員の議席の指定	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	5
○山梨県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について	5
○承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
○認定第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
○認定第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
○議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
○議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
○議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
○議決事件の条項、字句等の整理	18
○閉会	18
○会議録署名	20

令和6年第2回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会

山梨県後期高齢者医療広域連合告示第4号

令和6年第2回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年10月23日

山梨県後期高齢者医療広域連合長 上村 英司

記

1 期 日 令和6年10月30日（水）午後2時00分

2 場 所 山梨県自治会館 2階 研修室1・2

【応招・不応招議員】

応招議員（23名）

1番 金丸 三郎	2番 戸田 元	3番 奥秋 保
4番 土屋 裕紀	6番 木内 吉英	7番 小池 伸吾
9番 依田 那津希	10番 山田 宏司	11番 内田 倫弘
12番 相沢 俊行	13番 薬袋 正	14番 高尾 貫
15番 米山 久志	16番 山下 利彦	18番 小林 和良
19番 河住 保茂	20番 仲井 義晶	22番 天野 弥一
23番 高村 明成	24番 三浦 秀康	25番 三浦 康夫
26番 中川 勇	27番 守屋 旭	

不応招議員（3名）

8番 清水 敏行	17番 遠藤 高芳	21番 梅原 浩一
----------	-----------	-----------

令和6年第2回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会

議事日程（第1号）

令和6年10月30日（水）午後2時00分開会

- | | | |
|--------|--------------------------------|--|
| 日程第1号 | 議員の議席の指定 | |
| 日程第2号 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第3号 | 会期の決定 | |
| 日程第4号 | 山梨県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について | |
| 日程第5号 | 承認第1号 | 専決処分の報告及び承認を求めることについて
（令和5年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）） |
| 日程第6号 | 認定第1号 | 令和5年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第7号 | 認定第2号 | 令和5年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第8号 | 議案第7号 | 山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第9号 | 議案第8号 | 令和6年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第10号 | 議案第9号 | 令和6年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |

本日の会議に付した事件

日程第1～日程第10まで議事日程に同じ

出席議員（23名）

1番 金丸 三郎	2番 戸田 元	3番 奥秋 保
4番 土屋 裕紀	6番 木内 吉英	7番 小池 伸吾
9番 依田 那津希	10番 山田 宏司	11番 内田 倫弘
12番 相沢 俊行	13番 薬袋 正	14番 高尾 貫
15番 米山 久志	16番 山下 利彦	18番 小林 和良
19番 河住 保茂	20番 仲井 義晶	22番 天野 弥一
23番 高村 明成	24番 三浦 秀康	25番 三浦 康夫
26番 中川 勇	27番 守屋 旭	

欠席議員（3名）

8番 清水 敏行	17番 遠藤 高芳	21番 梅原 浩一
----------	-----------	-----------

欠員議員（1名）

5番

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

広域連合長	上村 英司	代表監査委員	中澤 俊雄
事務局長	田中 康弘	事務局次長	渡邊 滋人
業務課長	萩原 正木	会計管理者	石川 祐実
保健事業担当リーダー	山下 慎介	資格管理担当リーダー	樋川 雄貴
給付担当リーダー	雨宮 幸司		

事務局職員出席者

書記長 深澤 克日 書記 西川 祥子 書記 佐藤 紗世

【開 会】

開会 午後2時00分

●議長（木内吉英）

ただいまから、「令和6年第2回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会」を開会いたします。

議員定数27人のうち、本日の出席議員は23人でございます。

よって、地方自治法第113条の規定による過半数の定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

【諸般の報告】

●議長（木内吉英）

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。

日程に入ります前に、ご報告申し上げます。

8番 清水敏行議員、17番 遠藤高芳議員、21番 梅原浩一議員より欠席の届けがありました。

また、大月市選出の議員は、議員辞職後、現時点において新たな議員が選出されておられませんので、空席となっております。ご承知おきください。

次に、地方自治法第235条の2第3項及び199条第9項の規定に基づく、監査委員からの例月出納検査の報告は、お手元に配布のとおりでございます。

議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合長以下、関係職員の出席を求めました。

以上で、諸般の報告を終わります。

【広域連合長あいさつ】

●議長（木内吉英）

ここで、上村広域連合長から、発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（木内吉英）

はい、上村広域連合長。

○広域連合長（上村英司）

改めまして、皆様、こんにちは。広域連合長の北杜市長、上村英司でございます。

令和6年第2回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開会にされるにあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、広域連合議会の定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、公務ご多忙の中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、後期高齢者医療制度を取り巻く状況ですが、いわゆる「団塊世代の加入による被保険者数の増加」や国の制度改正による「出産育児支援金の導入」、「後期高齢者負担率の増加」に対応するため、令和6年度・7年度の保険料の増額改定を行ったところであります。

こうした中、7月に保険料額決定通知書を発送しましたが、一部、お問い合わせがあったものの、被保険者の皆様には丁寧な説明を行う中でご理解いただいたところでもあります。

また、高齢者の健康増進につきましては、国の計画であります「第3次健康日本21」では、人生100年時代を迎え、健康課題は多様化していることから、「誰一人取り残さない健康づくり」を推進するとともに、「より実効性をもつ取組を推進」し、「健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」を目指すこととしております。

この取り組みの1つとして、令和3年度より実施しております「保健事業と介護予防の一体的実施」につきましては、関係機関の皆様のご協力をいただく中で、今年度より新たに10市町村が事業を開始し、県内27の全ての市町村が事業をスタートしております。

今後におきましても、被保険者数は増加傾向にある中で、後期高齢者の皆様が住みなれた地域で、安心して医療が受けられ、健やかに暮らせるよう、構成市町村や関係機関の皆様と力を合わせ、安定した制度の運営に努めて行く所存でございます。

本日は、令和5年度決算の認定や補正予算など計6議案を提案させていただきます。

何とぞ十分にご審議を賜りますよう、お願い申し上げまして、私のあいさつにさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

【議員の議席の指定】

●議長（木内吉英）

それでは、日程第1「議員の議席の指定」を行います。

今年2月の定例会以降に選出されました3名の議員について、会議規則第4条第2項の規定により、9番 甲斐市選出 依田那津希議員、20番 道志村選出 仲井義晶議員、25番 富士河口湖町選出 三浦康夫議員の議席を指定いたします。

【会議録署名議員の指名】

●議長（木内吉英）

次に、日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、12番 相沢俊行議員、27番 守屋旭議員を指名いたします。

【会期の決定について】

●議長（木内吉英）

次に、日程第3「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とすることにご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長（木内吉英）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

【山梨県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について】

●議長（木内吉英）

次に、日程第4「山梨県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。

議会運営委員会委員の選任は、委員会条例第4条の規定により、議長において指名いたします。

13番 薬袋正議員、22番 天野弥一議員、24番 三浦秀康議員を指名いたします。

お諮りいたします。このことにご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長（木内吉英）

ご異議ございませんので、よって、ただいま指名いたしました、薬袋正議員、天野弥一議員、三浦秀康議員を議会運営委員会委員に選任することに、決定いたしました。

【日程第5 承認第1号】

●議長（木内吉英）

次に、日程第5、承認第1号「専決処分の報告及び承認を求めることについて（令和5年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算）」を議題といたします。

事務局に、説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（木内吉英）

萩原業務課長。

○業務課長（萩原正木）

議案書の1ページをお開きください。

承認第1号「専決処分の報告及び承認を求めることについて」、説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年度山梨県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、専決処分としましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

2ページをお願いします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ76万7千円を追加し、歳入歳出それぞれ1,151億3,144万3千円としたものであります。

4、5ページをお開きください。

歳入につきましては、2款「国庫支出金」2項「国庫補助金」において、補助金の確定に伴い、8万6千円を減額したものであります。

5款・1項「特別高額医療費共同事業交付金」につきましては、交付金の確定に伴い、85万3千円を増額したものであります。

6、7ページをお開きください。

歳出につきましては、2款「保険給付費」1項「療養諸費」において、療養給付費の決算の見込みにより、417万2千円を減額したものであります。

3款・1項「特別高額医療費共同事業拠出金」につきましては、拠出金の確定に伴い、493万9千円を増額したものであります。

以上が、承認第1号の専決処分を行った「令和5年度 山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」についての説明となります。

よろしくお願いいたします。

●議長（木内吉英）

事務局の説明が終わりました。

これより、承認第1号の質疑を行います。質疑はございますか。

『「質疑なし」の声』

●議長（木内吉英）

質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

『「討論なし」の声』

●議長（木内吉英）

討論なしと認めます。

よって、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。承認第1号「専決処分の報告及び承認を求めることについて（令和5年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算）」は、原案のとおり承認することに、賛成の議員の挙手を求めます。

はい、挙手全員でございます。

よって、認定第1号は、原案のとおり承認されました。

【日程第6 認定第1号】

●議長（木内吉英）

次に、日程第6、認定第1号「令和5年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

審議に先立ち、監査委員から、認定第1号及び第2号についての決算審査結果について、意見書の報告を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（木内吉英）

はい、中澤俊雄代表監査委員。

○代表監査委員（中澤俊雄）

代表監査委員の身延町の中澤でございます。

令和5年度決算審査の結果について、報告いたします。

審査は、令和6年8月19日午後1時30分より、内田監査委員と共に、広域連合

事務室において行いました。

審査にあたっては、地方自治法第233条第2項の規定により、広域連合長から提出されました、歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書が、それぞれ関係法令に準拠して作成されているか、決算の計数に誤りがないか、予算は適正かつ効率的に執行されているかなどに主眼をおき、関係諸帳簿及び諸書類と照合しながら実施したところでございます。

審査に付された歳入歳出決算書及び証書類その他政令で定める書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は、関係諸帳簿及び証書類と照合した結果、正確であると認められました。

また、予算は適切かつ効率的に執行されているものと認められました。

意見としましては、次のとおり提出をいたしました。

お手元の「資料2-1別冊」決算審査意見書の8ページをご覧ください。

一般会計及び後期高齢者医療特別会計の事務費については、その多くが市町村からの負担金によるものであり、市町村の負担軽減を図る意味でも、引き続き経常経費の節減に取り組まれない。

令和5年度の保険料については、前年度より収納率が低下しており、厳しい現状にある。各市町村が収納対策への取組み強化に努めているところではあるが、令和6年度・7年度は保険料率が大幅に増加し、従前よりも大きな負担を求めることとなるため、被保険者の状況により留意しつつ、負担の公平性の観点からも市町村と連携したきめ細やかな収納対策に努められたい。

令和5年度の医療費等の状況については、被保険者数は3.02パーセントの増加、一人当たりの保険給付費は0.2パーセントの減少となっている。

生活習慣病の増加や医療の高度化に加え、団塊の世代が被保険者となることで、今後も医療費のより一層の増加が予測されることから、いかに持続可能な制度として運用していけるかが重要な課題となっている。

そのような情勢の中、令和6年度より高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施が全市町村で取り組まれることを契機として、保健事業や健康診査の継続的な実施がいかに大切な取り組みであるかを再認識した上で実施していくとともに、医療費の適正化や医療費の削減にも今まで以上に積極的に取り組まれない。

また、後期高齢者医療給付基金については、令和4年度までに大幅な取崩しを行っており、令和5年度末においても非常に少額となっている。

本基金は災害等の急激な保険給付費に対応するための重要な基金であることから、計画的な財源調整に努められたい。

令和6年度は保険料率の見直しが実施され、本県の保険料率の上昇率は全国一位となっている。

次期保険料率の見直しに向けて、社会情勢や保険料算定に係る様々な要素をしっかりと捉え、これまで以上に医療保険者としてより一層の責任と役割を担い、安定的かつ持続的な制度運営を行うことが求められる。

引き続き被保険者が安心して適切な医療を受けられるよう、国や県、市町村と緊密に連携を図り、効果的・効率的な事務執行と組織運営に取り組むとともに、今後も規律ある財政運営がなされるよう努められたい。

以上の意見書を広域連合長に提出いたしました。

●議長（木内吉英）

監査委員から監査結果の報告が終わりました。

引き続き、認定第1号「令和5年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」、事務局に説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（木内吉英）

渡邊事務局次長。

○事務局次長（渡邊滋人）

それでは、認定第1号「令和5年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」ご説明させていただきます。

資料2「令和5年度山梨県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算書」の8ページ、9ページの「一般会計歳入歳出決算事項別明細書 歳入」をご覧ください。

はじめに、歳入についてであります。調定額、収入済額とも同額となっておりますので、収入済額でご説明いたします。

1款「分担金及び負担金」1項「負担金」1目「市町村負担金」は、5億2,434万6,173円であります。

内容といたしましては、事務費共通経費負担金として、構成27市町村から5億2,111万8千円、広域連合専用のシステム端末の追加設備分として、12市町村から322万8,173円を納入していただいたものであります。

2款「財産収入」1項「財産運用収入」1目「利子及び配当金」3,077円は、財政調整基金の定期預金の利子分であります。

3款「繰入金」1項「基金繰入金」1目「財政調整基金繰入金」5,934万4千円は、財政調整基金の繰入金となります。

2項「特別会計繰入金」1目「特別会計繰入金」41万1,170円は、一般会計で負担した増員保健師1名分の事務机等の費用が国庫補助金の交付対象となり、特別会計で収受した補助金を一般会計へ繰り入れるものであります。

4款「繰越金」1項「繰越金」1目「繰越金」2,224万18円は、令和4年度の繰越金1,985万8,018円、令和4年度内に支出が終了できなかった第三者行為による交通事故により代位取得した損害賠償請求にかかる弁護士費用など238万2千円を令和5年度に繰り越した繰越明許費であります。

5款「諸収入」1項「預金利子」1目「預金利子」5,191円は、普通及び定期預金の利子分であります。

10ページ、11ページをご覧ください。

2項「雑入」1目「雑入」242万1,806円は第三者行為による交通事故により代位取得した損害賠償請求金の和解に伴い、相手方が支払う裁判費用等の納付金240万円、療養費支給申請書交付手数料620円、国保連合会からの出向職員の労災保険分2万1,186円を国保連合会から受け入れたものであります。

歳入合計につきましては、予算現額6億881万3千円に対しまして、調定額、収入済額ともに、6億877万1,435円となっております。

以上が事項別明細書による歳入決算の詳細となります。

次に、12ページ、13ページの「一般会計歳入歳出決算事項別明細書 歳出」をご覧ください。

歳出につきましては、支出済額でご説明いたします。

1款「議会費」1項「議会費」1目「議会費」は、115万2,132円となっております。

す。

主な支出といたしましては、議員27名の報酬及び費用弁償であります。

次に、2款「総務費」1項「総務管理費」1目「一般管理費」の支出は、1億7,031万3,887円となっております。

13ページ右側の備考欄をご覧ください。この1目「一般管理費」につきましては、「01 一般管理事務」から15ページの「05 情報管理事務」の5つの事業に分けて記載しておりますので、そちらで説明させていただきます。

12ページ、13ページにお戻りください。

「01 一般管理事務」事業は、広域連合の職員の給与負担金や事務的経費であります。1億4,665万532円を支出しております。

主な支出といたしましては、「3節 職員手当等」461万8,875円は、派遣職員の通勤手当や時間外勤務手当、管理職手当であります。

「7節 報償費」229万9,688円は、第三者行為による交通事故により代位取得した損害賠償請求金和解成立によってかかった弁護士費用であります。

「13節 使用料及び賃借料」194万9,830円は、会議室等借上料、コピー機等機器レンタル料などであります。

14ページ、15ページをご覧ください。

「18節 負担金、補助及び交付金」1億3,691万5,742円は、派遣職員20名分の給与負担金などであります。

「02 文書管理事務」事業は、情報公開・個人情報保護審査会及び文書管理に要する経費となっております。126万9,330円を支出しております。

主な支出といたしましては、「12節 委託料」108万4,600円は例規集の更新データ作成業務委託となっております。

「03 財務管理事務」事業は、財務会計及び公会計システム運用に要する経費であります。176万2,100円を支出しております。

主な支出といたしましては、「18節 負担金、補助及び交付金」144万2千円は、市町村共同利用財務会計システム負担金であります。

「04 財産管理事務」事業は、広域連合の施設や公用車の財産管理に要する経費となっております。757万7,917円を支出しております。

主な支出といたしましては、「10節 需用費」105万2,446円は、公用車2台の燃料代、事務所の電気料であります。

「13節 使用料及び賃借料」596万1,140円は、自治会館事務室借上料、公用車借上料などあります。

「05 情報管理事務」事業は、広域連合の内部情報系システムに要する経費であります。1,305万4,008円を支出しております。

主な支出といたしましては、「12節 委託料」815万1千円は、旧内部情報システム保守料分と今年度新たに内部情報システムを構築した費用となっております。

「13節 使用料及び賃借料」490万3,008円は、内部情報系パソコン及びサーバーのリース料などあります。

16ページ、17ページをご覧ください

2款「総務費」1項「総務管理費」2目「公平委員会費」は、2万9,252円を支出しております。任期満了に伴う新たな公平委員の選任のため、会議を開催し、その委員にかかる報酬と費用弁償であります。

2款「総務費」2項「選挙費」1目「選挙管理委員会費」は、2万7,476円を支出しております。任期満了に伴う選挙管理委員の選任のため、会議を開催し、その委員にかかる報酬と費用弁償であります。

2款「総務費」3項「監査委員費」1目「監査委員費」25万5,262円を支出しております。こちらにつきましては、監査委員の報酬及び費用弁償であります。

3款「民生費」1項「社会福祉費」1目「老人福祉費」3億4,994万8,857円を支出しております。標準システムの保守及びリース料、国保連合会への療養費審査支払手数料や被保険者への医療費通知の通信費など市町村が共通で負担する経費や一部自治体が追加分として負担する標準システム分を特別会計へ繰出す費用であります。

4款「諸支出金」1項「基金費」1目「財政調整基金費」2,177万9,077円を支出しております。こちらにつきましては、財政調整基金への積立金であります。

5款「予備費」1項「予備費」1目「予備費」につきましては、予算計上しておりますが、突発的な支出に対応することがなかったため、執行しておりません。

18ページ、19ページをご覧ください。

歳出合計は、予算現額6億881万3千円に対しまして、支出済額5億4,350万5,943円であります。

以上が、事項別明細書による歳出決算の詳細となります。

引き続き、22ページをご覧ください。

一般会計の「実質収支に関する調書」であります。

歳入総額6億877万1,435円、歳出総額5億4,350万5,943円、歳入歳出差引額6,526万5,492円あります。

実質収支額は、6,526万5,492円となっております。

以上が令和5年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の内容であります。

引き続きまして、57ページをご覧ください。

令和5年度の財産に関する調書のご説明をさせていただきます。

内容につきましては、58ページ、59ページになりますので、ご覧ください。

1 公有財産は、ございません。

2 物品につきましては、レセプト保管用平行移動書庫一式となります。

3 債権はございません。

4 基金(1)の山梨県後期高齢者医療広域連合財政調整基金は、前年度末現在高1億4,539万4千円、決算年度中増減高は3,756万5千円の減、決算年度末現在高1億782万9千円となっております。

(2)の山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療給付基金は、前年度末現在高7千円、決算年度中増減高は1千円の増、決算年度末現在高は8千円となっております。

(3)の山梨県後期高齢者医療広域連合保健事業等支援基金は、前年度末現在高7千円、決算年度中増減高は1億8,358万8千円の増、決算年度末現在高1億8,359万5千円となっております。

以上が、「令和5年度財産に関する調書」であります。

以上で、認定第1号「令和5年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●議長（木内吉英）

事務局の説明が終わりました。

ただいまから、認定第1号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「質疑なし」の声』

●議長（木内吉英）

質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

『「討論なし」の声』

●議長（木内吉英）

討論なしと認めます。

よって、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。認定第1号「令和5年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定することに、賛成の議員の挙手を求めます。

はい、挙手全員であります。

よって、認定第1号は、原案のとおり認定されました。

【日程第7 認定第2号】

●議長（木内吉英）

次に、日程第7 認定第2号「令和5年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

事務局に、説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（木内吉英）

はい、萩原業務課長。

○業務課長（萩原正木）

認定第2号 令和5年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計の決算について、説明いたします。

特別会計は、医療の給付に関する収支が主なものとなります。議案では、9ページになりますが、説明は資料2の歳入歳出決算書で行います。

決算書の23ページからが特別会計になりますが、始めに26・27ページの歳入合計をご覧ください。

予算現額1,151億3,144万3千円、調定額1,141億1,195万3,734円、収入済額1,140億9,009万133円、不納欠損額1,818円、収入未済額2,186万1,783円となっております。

収入済額は、前年度に比べ、29億3,158万7,982円、率にして2.6パーセント増加となっております。

次に、28・29ページの下段の歳出合計をご覧ください。

予算現額1,151億3,144万3千円、支出済額1,127億9,483万8,035円、不用額23億3,660万4,965円となっております。

支出済額は、前年度に比べ、22億9,743万9,996円、率にして2.1パーセント増加となっております。

次に、詳細につきまして、31ページ以降の事項別明細書で説明いたしますが、1

千億円以上という予算規模のため、歳入につきましては、節において、収入済額が1億円を超える項目を主に説明いたします。

32ページから39ページ中段までの1款から9款までは、調定額と収入済額が同額になっておりますので、収入済額のみで説明いたします。

また、備考欄に節の主な内容等を記載してありますので、ご参照ください。

32・33ページをお開きください。

1款「市町村支出金」1項「市町村負担金」は、医療の給付に係る市町村の負担金であります。

1目・1節「保険料等負担金」89億6,561万3,372円は、各市町村で収納した保険料相当額であります。

2目「療養給付費負担金」1節「現年度分」86億7,344万4,237円は、療養給付費の12分の1にあたる市町村が負担すべき定率負担分であります。

3目・1節「保険基盤安定負担金」22億279万5,319円は、保険料の均等割軽減の財源であり、内訳は、県4分の3分の16億5,209万6,480円、市町村の4分の1分の5億5,069万8,839円であります。

2款「国庫支出金」は、医療の給付に係る国の負担金と補助金であります。

1項「国庫負担金」1目「療養給付費負担金」1節「現年度分」268億2,386万9,566円は、国が負担すべき定率負担分で、療養給付費の12分の3分に相当する額になります。

2目「高額医療費負担金」1節「現年度分」6億1,210万8,690円は、高額な医療費の発生による広域連合の財政リスクを緩和し、財政の安定化を図るため、レセプト1件当たり80万円を超える医療費のうち、保険料と調整交付金に係る部分の4分の1分を国が負担するものであります。

2項「国庫補助金」1目・1節「調整交付金」94億9,121万2千円は、各広域連合間の財政力不均衡を調整するもので、医療給付費の概ね12分の1分が交付されます。内訳は、普通が92億6,796万4千円、特別が2億2,324万8千円となっております。

34・35ページをお開きください。

3款「県支出金」は、医療の給付に係る県の負担金と補助金であります。

1項「県負担金」1目「療養給付費負担金」1節「現年度分」88億3,742万972円は、県が負担すべき定率負担分で、療養給付費の12分の1分に相当する額になります。

2目「高額医療費負担金」1節「現年度分」6億1,210万8,690円は、高額な医療費の発生による広域連合の財政リスクを緩和し、財政の安定化を図るため、レセプト1件当たり80万円を超える医療費のうち、保険料と調整交付金に係る部分の4分の1分を国と同様に県が負担するものであります。

36・37ページをお開きください。

4款「支払基金交付金」は、現役世代からの支援金で、給付費用の10分の4相当額にあたります。

1項「支払基金交付金」1目「後期高齢者交付金」1節「現年度分」455億9,400万1千円は、全国の各医療保険者から集めた現役世代負担分を各都道府県の医療費に基づき、支払基金が広域連合に交付するものであります。

7款「繰入金」は、1項・1目「一般会計繰入金」1節「事務費繰入金」3億4,994

万 8,857 円は、市町村からの事務経費の負担金になります。一旦一般会計で受け入れたものを、特別会計へ繰り出しております。

38・39 ページをお開きください。

8 款「繰越金」1 項・1 目・1 節、6 億 6,110 万 4,112 円は、令和 4 年度からの繰越金であります。

9 款「県財政安定化基金借入金」1 項・1 目・1 節、8 億円は、医療給付費の想定以上の増加に伴い、本来保険料で充てるべき不足分について、県の財政安定化基金から借り入れたものであります。

10 款「諸収入」は、延滞金、預金利子、雑入になります。

40・41 ページにまたがりませんが、3 項「雑入」1 目「第三者納付金」は、交通事故等の第三者行為に係る医療費について、加害者からの納付金になります。

1 節「現年度分」は、調定額 1 億 8,525 万 998 円に対し、収入済額 1 億 7,490 万 5,714 円、収入未済額が 1,034 万 5,284 円となっております。

42・43 ページをお開きください。

歳出につきましても、節において支出済額が 1 億円を超える項目を主に説明いたします。備考欄に節の主な支出項目を記載してありますので、ご参照ください。

1 款「総務費」1 項「総務管理費」1 目「一般管理費」は、運営に係る事務経費であり、主なものは、1 2 節「委託料」2 億 2,708 万 5,201 円であります。

44・45 ページをお開きください。

45 ページの備考欄「10 国保連合会委託事務」1 億 3,047 万 9,492 円が主なものであります。

2 款「保険給付費」は、被保険者に対する医療費等の給付費用になります。歳出全体の 98.6 パーセントを占めており、審査支払手数料以外は、1 8 節「負担金補助及び交付金」になります。

1 項「療養諸費」1 目「療養給付費」1,023 億 9,384 万 8,910 円は入院、外来、歯科等の給付費であります。

46・47 ページをお開きください。

2 目「訪問看護療養費」は、7 億 4,875 万 75 円であります。

5 目「審査支払手数料」1 1 節「役務費」3 億 1,620 万 6,350 円は、国保連合会に委託している審査支払に係る手数料であります。

6 目「療養費」9 億 4,373 万 4,088 円は、補装具、柔道整復等の給付費であります。

2 項「高額療養諸費」1 目「高額療養費」63 億 38 万 321 円は、窓口で支払う自己負担分が、所得に応じて定められた自己負担限度額を超えた者について、給付するものであります。

3 項「その他医療給付費」1 目「葬祭費」4 億 3,340 万円は、被保険者の死亡に対し、葬祭を行う者に、葬祭費として 5 万円を給付するものであります。

48・49 ページをお開きください。

4 款「保健事業費」は、被保険者に対する保健事業の費用になります。

1 項「健康保持増進事業費」1 目「健康診査費」1 億 1,845 万 3 千円は、市町村が実施した健康診査事業・歯科健診事業の補助金になります。

50・51 ページをお開きください。

5 款「基金積立金」1 項・2 目「保健事業等支援基金積立金」1 億 8,358 万 8,211 円は、令和 4 年度に取り崩した基金と高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

事業の市町村への委託料の減額に伴って、保健事業へ充てる予定であった特別調整交付金のインセンティブ分を合わせて基金へ積み立てるものであります。

7款「諸支出金」1項「償還金及び還付加算金」は、保険料の還付金及び国・県への償還金であり、2目「償還金」6億9,699万8,008円は、令和4年度の療養給付費等の精算に伴う返還金であります。

最後に、56ページの実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額1,140億9,009万133円から歳出総額1,127億9,483万8,035円の差引額12億9,525万2,098円が、実質収支額になります。

以上が令和5年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明となります。

どうぞよろしく願いいたします。

●議長（木内吉英）

事務局の説明が終わりました。

これより認定第2号の質疑を行います。質疑はございませんか。

『「質疑なし」の声』

●議長（木内吉英）

質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

『「討論なし」の声』

●議長（木内吉英）

討論なしと認めます。

よって、討論を集結し、採決いたします。

お諮りいたします。認定第2号「令和5年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定することに、賛成の議員の挙手を求めます。

挙手全員でございます。

よって、認定第2号は、原案のとおり認定されました。

【日程第8 議案第7号】

●議長（木内吉英）

次に、日程第8 議案第7号「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

事務局に、説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（木内吉英）

はい、萩原業務課長。

○業務課長（萩原正木）

議案第7号 山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明いたします。

議案書の10ページをご覧ください。

この条例改正の提案理由は、保険料の徴収猶予の期間の変更及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行による高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行

うものであります。

なお、詳細につきましては、お手元の「資料4」条例説明書の新旧対照表で説明いたします。

1ページをご覧ください。

まず、第16条では、認知症などで判断能力が不十分かつ身寄りがなく、急患として病院等を受診した被保険者に係る保険料の納付につきましては、本人の資力の活用が可能となるまでの期間をこれまでの6箇月から最長1年に延長し、徴収猶予するものであります。

2ページをお願いします。

次に、第25条では、現行の被保険者証が12月2日より廃止となることから、高齢者の医療の確保に関する法律第54条第4項又は第5項を削除することに伴い、本条例の第25条を削るものであります。

この条例は、令和6年12月2日から施行します。

以上が議案第7号 山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明となります。

よろしく願いいたします。

●議長（木内吉英）

事務局の説明が、終わりました。

これより、議案第7号の質疑を行います。質疑はございませんか。

『「質疑なし」の声』

●議長（木内吉英）

質疑なしと認めます。

よって、質疑を集結し、討論に入ります。討論はございませんか。

『「討論なし」の声』

●議長（木内吉英）

討論なしと認めます。

よって、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第7号「山梨県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決することに、賛成の議員の挙手を求めます。

はい、結構です。挙手全員でございます。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

【日程第9 議案第8号】

●議長（木内吉英）

次に、日程第9 議案第8号「令和6年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

事務局に、説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（木内吉英）

はい、渡邊事務局次長。

○事務局次長（渡邊滋人）

議案第8号「令和6年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」

について」ご説明させていただきます。

「令和6年第2回定例会 山梨県後期高齢者医療広域連合議会議案」の13ページをご覧ください。

令和6年度山梨県後期高齢者医療広域連合の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出予算それぞれ6,526万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億8,966万9千円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

なお、補正予算の説明につきましては、お手元に配布しております別添資料5の「山梨県後期高齢者医療広域連合 令和6年度補正予算説明書」に詳細な内容を記載しております。

初めに歳入予算について、ご説明させていただきます。

6ページ、7ページ、「2 歳入」をご覧ください。

4款「繰越金」1項「繰越金」1目「繰越金」補正前の額1千円、補正額6,526万4千円を増額し、計6,526万5千円とするものであります。

これは、令和5年度の決算による剰余金6,526万5千円を繰越金として予算に反映したものであります。

歳入合計、補正前の額6億2,440万5千円、補正額6,526万4千円、計6億8,966万9千円であります。

次に歳出補正についてご説明させていただきます。

8ページ、9ページ、「3 歳出」をご覧ください。

4款「諸支出金」1項「基金費」1目「財政調整基金費」補正前の額2千円、補正額6,526万4千円を増額し、計6,526万6千円とするものであります。

これは、令和5年度の決算による剰余金6,526万4千円を財政調整基金に積み立てるものであります。

歳出合計、補正前の額6億2,440万5千円、補正額6,526万4千円、計6億8,966万9千円であります。

以上で議案第8号「令和6年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について」の説明を終わります。

よろしく願いいたします。

●議長（木内吉英）

事務局の説明が、終わりました。

ただいまから、議案第8号の質疑を行います。質疑はございませんか。

『「質疑なし」の声』

●議長（木内吉英）

質疑なしと認めます。

よって、質疑を集結し、討論に入ります。討論はございませんか。

『「討論なし」の声』

●議長（木内吉英）

討論なしと認めます。

よって、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第8号「令和6年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決することに、賛成の議員の挙手を求めます。

はい、結構です。全員挙手でございます。

よって、「議案第8号」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

【日程第10 議案第9号】

●議長（木内吉英）

次に、日程第10 議案第9号「令和6年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

事務局に、説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（木内吉英）

はい、萩原業務課長。

○業務課長（萩原正木）

議案第9号「令和6年度 山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、説明いたします。

議案書の19ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ12億9,622万5千円を追加し、歳入歳出それぞれ1,204億5,508万8千円とするものであります。

なお、詳細につきましては、「資料5」の令和6年度補正予算説明書で説明いたします。

補正予算説明書の16・17ページをお開きください。

歳入につきまして、説明いたします。

2款「国庫支出金」2項「国庫補助金」1目・1節「調整交付金」95万円の増額は、保険料改定に伴う周知広報経費補助金の追加及び健康増進事業費補助金の増額に伴う特別調整交付金になります。

8款・1項・1目・1節「繰越金」12億9,525万1千円の増額は、令和5年度決算剰余金の確定に伴う繰越金の補正であります。

10款「諸収入」3項・3目・1節「雑入」2万4千円の増額は、健康診査事業費補助金返還分であります。

18・19ページをご覧ください。

次に、歳出につきまして、ご説明いたします。

1款「総務費」1項「総務管理費」1目「一般管理費」18節「負担金、補助及び交付金」45万円の増額は、保険料改定に伴う周知広報経費補助金になります。

5款・1項「支払基金拠出金」1目「出産育児支援金」18節「負担金、補助及び交付金」113万6千円の増額は、出産育児支援金の確定に伴う増額であります。

6款「保健事業費」1項「健康保持増進事業費」2目「その他健康保持増進費」18節「負担金、補助及び交付金」50万円の増額は、健康相談事業などによる健康増進事業補助金の増額によるものであります。

7款・1項「基金積立金」1目「後期高齢者医療給付基金積立金」24節「積立金」1,278万8千円は、後期高齢者医療の財政の適正かつ健全な運営に資するため、決算剰余金を後期高齢者医療給付基金へ積み立てるものであります。

9款「諸支出金」1項「償還金及び還付加算金」2目「償還金」22節「償還金、利子及び割引料」12億8,135万1千円は、令和5年度医療給付費国庫負担金、高額医療費国庫負担金等、国、県、支払基金の前年度精算に伴う超過額に対する返還金であります。

以上が議案第9号 令和6年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明となります。

よろしく願いいたします。

●議長（木内吉英）

事務局の説明が、終わりました。

これより、議案第9号の質疑を行います。質疑はございませんか。

『「質疑なし」の声』

●議長（木内吉英）

質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結し、討論に入ります。討論はございませんか。

『「討論なし」の声』

●議長（木内吉英）

討論なしと認めます。

よって、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第9号「令和6年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり認定することに、賛成の議員の挙手を求めます。

はい、結構です。挙手全員でございます。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

【条項、字句等の整理】

●議長（木内吉英）

これをもちまして、本定例会に付されました議案の審査は、すべて終了いたしました。

本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句、その他整理を要するものについては、議会会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。

お諮りします。これに、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声あり』

●議長（木内吉英）

異議なしと認めます。

よって、本定例会において議決されました各案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

【閉会】

●議長（木内吉英）

ここで、閉会にあたり一言申し上げます。

山梨県後期高齢者医療広域連合の定例会は、議員各位並びに当局のご協力をいただき、全日程を無事終了することができました。

心より感謝申し上げます。

以上をもちまして、「令和6年第2回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会」を閉会といたします。お疲れさまでございました。

閉会 午後3時12分

地方自治法第123条の規定により署名する。

議会議長 木内吉英

署名議員 相沢俊行

署名議員 守屋旭